

男女共同参画施策苦情処理結果通知書（写）

大市民第 41 号

平成 16 年 4 月 9 日

（申出人）様

大阪市長 關 淳 一 印

あなたからの下記の申出につきましては、大阪市男女共同参画苦情処理委員による調査結果等を踏まえ、大阪市男女共同参画施策苦情処理要綱第 10 条の規定により、下記のとおり通知します。

	申出日	平成 15 年 12 月 4 日（木）
申出の概要	申出の趣旨	母子家庭と父子家庭のサービス格差を無くして欲しい
苦情処理結果		別紙のとおり

添付書類：（ 男女共同参画苦情処理委員調査結果報告及び意見書 ）

1 苦情処理の対象

本市苦情処理制度の対象としては、本市が実施する施策であることから、「市営交通料金の福祉割引」、「駐輪場利用料金の割引」、「市営特定目的住宅（母子住宅）」としました。

2 苦情処理方針

（1）「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について

国においては、平成14年3月に「母子家庭等自立支援対策大綱」を策定するとともに、平成14年11月に母子寡婦福祉関連法を改正し、従来の経済的支援を中心とした母子寡婦福祉施策を抜本的に見直し、生活支援と就業を中心とした総合的な自立支援策へと大きく変化させたところです。

平成15年7月には、最近の経済情勢の変化により母子家庭の母の就業が一層困難となっていることに鑑み、国・自治体等に母子家庭の母への就業支援に特別の配慮を求める「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が成立し、8月から施行されています。

本市においても、このような国の動向を受けて、平成15年度において、母子家庭等の就業相談から就業支援講習会、就職情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供する就業・自立支援センター事業（法律相談・生活相談は父子家庭も対象）を本格実施し、母子家庭の母の安定した就労を支援する自立支援給付金を創設するとともに、疾病や就職活動などで一時的に保育や家事援助が必要な場合にサービスを提供する日常生活支援事業（父子家庭も対象）を拡充するなど、ひとり親家庭等に対する総合的な自立支援策の推進を図っています。

さらに、昨年実施し、現在とりまとめ中である「大阪市ひとり親家庭等実態調査」の結果に基づき、福祉分野だけでなく各分野にまたがって、総合的計画的にひとり親家庭に対する施策を推進するため、平成16年度中に「大阪市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定する予定です。この計画策定にあたっては、学識経験者や当事者団体の代表者などで構成する「大阪市母子家庭等自立支援推進委員会」において、各種施策の方向性等について議論をお願いするとともに、パブリックコメントにより市民の方の意見を聴取しながら、本市としての自立促進計画を策定いたします。

（2）市営交通料金の福祉割引について

本市では、一般世帯と比べ収入格差が著しい母子家庭に対する経済的支援策として、母子家庭に対する市営交通機関等乗車料金の福祉割引を実施しています。母子家庭は、父子家庭と比べても著しく平均収入が低く、パート・アルバイト等不安定な就労形態に従事している場合が多く、また、子どもがいることによって就労に困難を伴うなどの状況があります。このような状況を勘案し、同料金の負

担を軽減することにより、生活の安定を図り、もって母子家庭の自立を支援することを目的として、この優遇措置を実施しています。

今後、上記「ひとり親家庭等自立促進計画」を策定する中で、国や他都市の動向を踏まえながら、市営交通機関等乗車料金福祉措置のあり方について検討してまいります。

(3) 市営特定目的住宅(母子住宅)について

母子家庭については、昭和34年に厚生省児童局長・建設省住宅局長通達「母子世帯向住宅の建設等について」により、公営住宅入居に際しての優先的な取り扱いが通知されています。母子家庭においては、生活基盤の安定につながる住宅確保に際して、経済的な問題だけではなく民間賃貸住宅に入居しにくいという社会状況があることなどから、特に住宅の困窮度が高いものとして、優先的な選考の対象とされています。

本市では、福祉目的で特に配慮しなければならない者を優先的に選考するため、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯等を対象に、福祉目的の市営住宅募集を毎年5月に実施しているところです。

父子家庭の住宅に関するニーズについては、現在とりまとめ中の「大阪市ひとり親家庭等実態調査」の結果を分析するとともに、「母子家庭等自立支援推進委員会」において当事者のご意見を聴取するなどして、その実態を把握してまいります。また、これらの実態把握を踏まえて、上記「ひとり親家庭等自立促進計画」を策定する中で、父子家庭に対する福祉住宅枠の設定についても他の募集枠との関係も含め総合的に検討してまいります。

(4) 駐輪場利用料金の割引について

本市の放置自転車対策は、放置禁止区域内の即時撤去による通行機能の確保及び有料化による場内の整理を実施して、不要不急の近距離利用の抑制を図ることを目的としており、そのため、放置自転車対策の主旨、目的に鑑み、本来割引制度は不必要であると考えております。

その一方で、自転車利用が多様化される中、福祉施策の観点から経済的基盤の弱い低所得者に対して、自転車駐輪場(以下「駐輪場」)を利用しやすくなるよう料金の減額措置を行っており、本市条例上「母子及び寡婦福祉法」に沿って、母子家庭を対象に実施しています。なお、減額対象となる母子家庭世帯の一人について、回数券・定期券を半額に割引しています。

現在、母子寡婦福祉貸付金や児童扶養手当制度が母子家庭の母や扶養している児童の経済的自立の助成や福祉の増進を目的としている等の福祉施策の状況に鑑み、父子家庭については料金割引の対象にしておりません。

今後、上記「ひとり親家庭等自立促進計画」を策定する中で、国や他都市の動向を踏まえながら、駐輪場利用料金の減額についても、検討してまいります。